

東伊豆認定こども園 入所希望者の受付について

令和7年度東伊豆認定こども園入所申込みをご案内します。

【入所申込等について】

内 容	期 間	場 所
支給認定兼利用申込書 配 布	令和6年10月21日（月）～	東伊豆町役場2階 住民福祉課 子育て支援係窓口 ※熱川支所では配布・受付はしません
支給認定兼利用申込書 受 付	令和6年11月 1日（金）～ 11月29日（金） 厳守	
入 所 決 定	令和7年2月下旬	保護者に通知

- ※上記期間内、午前9時より午後5時まで（祝日及び土、日曜日を除く）。
※年度途中入所希望者につきましては、随時相談のうえ受付案内します。
※受付は、東伊豆町に住民登録のある方のみです。
※入所は裏面【入所要件】を満たすことが必要です。

【入所募集人数】 15人程度

【施設概要】

施設名 東伊豆認定こども園（保育所型認定こども園）
所在地 東伊豆町稲取3349-11
設置者 社会福祉法人 たちばな童園

【対象者】

平成31年4月2日～令和6年10月1日までに生まれた子
（令和7年4月1日時点で生後6ヶ月以降）

【開所時間】

保育園部	平日（標準時間） 土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで 希望保育
幼稚園部	平日（受入時間） 平日（基準時間） 平日（預かり保育） 土曜日	午前7時30分から午前8時30分 午前8時30分から午後3時30分まで 午後3時30分から午後6時00分 希望保育

【休園日】

保育園部 日曜・祝日・年末年始
幼稚園部 日曜・祝日・年末年始

裏 面 も ご 覧 く だ さ い

【認定こども園とは】

保育園部と幼稚園部の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
「東伊豆認定こども園」は、「保育所型認定こども園」といい、児童福祉施設に分類されます。

【入所要件（保育園部）】

保護者全員が次の事項のいずれかに該当する場合に、入所の要件が満たされます。

保育の必要性	要 件
就 労	1 ヲ月 48 時間以上就労していること（1 日 4 時間以上、週 3 日以上）
妊娠・出産	保護者の出産期間（出産予定月とその前後 2 ヲ月）
疾病・障害	保護者が病気や障がいのため、保育が不可能である
介護・看護等	保護者が病人や心身に障害のある人の介護、看護をしている
災 害 復 旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている
求 職 活 動	保護者が現在、仕事を探している 入所後 90 日以内の就労が前提
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、又は職業訓練を受けていること
虐待・DV	児童虐待を行っている、若しくは再び行われるおそれがあると認められること、又は配偶者からの暴力によりお子さんの保育が困難であると認められること。
育休中の利用	育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること 又は入園から 1 ヲ月以内に育児休業を終え復職すること
その他町長が認めること	

【入所要件（幼稚園部）】

満 3 歳～ 5 歳の子で、東伊豆認定こども園にて幼児教育を希望する方

【入所の申込手続き】

年度始め（4 月 1 日）入所の申込については、表面のとおり期間が決められています。
年度始め以外の入所（年度中途入所）については、随時相談のうゑ受付案内します。
入所の受付、入所の決定、退所手続き等は東伊豆町役場住民福祉課にて行います。

【入所の決定（承諾）】

提出書類をもとに利用調整し、保育の必要性が高い方から入所の承諾を決定します。
申込児童数が入所可能数を上回った場合、入所できないこともあります。

【利用者負担額】

利用者負担額については、子ども・子育て支援法の規定により施設運営にかかる経費の一部を負担していただくものです。負担額は、各家庭の前年の町民税所得割額（同一世帯の祖父母等を含む場合もあります。）及び 4 月 1 日付の年齢で決定されます。
※前年の町民税所得割額は、「納税通知書」「所得課税証明書」等で確認することができます。

問合せ内容	問合せ先
入所退所・利用者負担額等に関すること	東伊豆町住民福祉課 9 5 － 6 2 0 4
保育内容・子育て支援センター等に関すること	東伊豆認定こども園 9 5 － 3 2 3 2